

【イギリス】犯罪（国外データ提出命令）法の成立

海外立法情報課 芦田 淳

* 2019年2月、警察官等が、重大犯罪の捜査又は起訴の目的で、国外のサービス・プロバイダが管理する電子データを迅速に入手するための手続を定める法律が制定された。

1 制定の背景等

2019年2月12日、前年6月に政府から提出された法律案を基に、2019年犯罪（国外データ提出命令）法¹（以下「2019年法」）が制定された。

同法制定の背景としては、テロリストその他の犯罪者が国際的な電子通信サービスを利用することが増加しており、そこで生成されるデータが犯罪の重要な証拠となるため、法執行機関（警察）等は、当該データを捜査又は起訴の目的で迅速に入手する必要があることが挙げられている²。従来のイギリスの法制によれば、法執行機関等が上述のデータにアクセスすることができるのは、当該データを保有又は管理している企業がイギリス国内に拠点を置いている場合に限られていた。例えば、1984年警察及び刑事証拠法³は、警察官等が、イギリスを拠点とするサービス・プロバイダの保有する電子データを入手するために提出命令を用いることができると定めている⁴。これに対して、捜査等に必要な電子データをイギリス国外に拠点を置く企業が管理している場合、国際的な共助枠組みが用いられてきた。当該枠組みでは、警察官等が、相手国の関連当局を介して、必要な電子データを取得することとなる。しかし、共助手続は時間を要するなどの批判がなされてきた。

こうした批判を踏まえ、2019年法は、他国との国際共助に関する合意に基づき、犯罪の捜査等の目的で、国外のサービス・プロバイダに対して、指定した電子データの提出等を求める「国外データ提出命令（Overseas Production Orders）」を直接送付することを可能にするものである。政府は、従来の共助枠組みに基づいた手続に比べて、当該命令による手続（共助枠組みに基づいた新たな手続）が、より信頼性の高い電子データへのアクセスを、より迅速に可能にするものと述べている⁵。

2019年法は、21か条から成り、大きく「国外データ提出命令」（第1条～第8条）、「補足的規定」（第9条～第15条）及び「雑則」（第16条～第21条）の3つの部分に分かれている。施行日は、一部の規定を除いて、国務大臣により別途定められる。

2 2019年法の概要

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年4月5日である。

¹ Crime (Overseas Production Orders) Act 2019 c.5. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/5/contents/enacted>>

² Home Office, *Crime (Overseas Production Orders) Bill Overarching Fact Sheet*, 2018.9, p.4. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/738076/2018-09-04_COPO_Detailed_Factsheet_final.pdf>

³ Police and Criminal Evidence Act 1984 c.60. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1984/60/contents>>

⁴ 同法のほかにも、2000年テロリズム法（Terrorism Act 2000 c.11.）<<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/11/contents>>、2002年犯罪収益没収法（Proceeds of Crime Act 2002 c.29.）<<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/29/contents>>に基づいて、警察官等は、国内の情報又は国内からアクセス可能な情報について、提出命令を用いることができる。Home Office, *op.cit.*(2), p.1.

⁵ “Have your say on the Crime (Overseas Production Orders) Bill,” 6 December 2018. UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/business/news/2018/december/have-your-say-on-the-crime-overseas-production-orders-bill/>>

(1) 国外データ提出命令（第1条）

警察官等は、重大犯罪の捜査又は起訴の目的で、自らの指定した電子データの提出又は当該データへのアクセスを国外のサービス・プロバイダに要求する国外データ提出命令を国内の裁判官に申請することができる。この点において、2019年法は、これまで国内に限定されていた提出命令の対象となる領域を、国外に拡大するものである。ただし、申請ができるのは、当該サービス・プロバイダの所在する国とイギリスとの間に犯罪捜査等についての国際共助に関する合意がある場合に限られ、申請においても、その根拠となる合意を明示することとする。

(2) 命令を許可する際の要件（第4条）

裁判官は、次のような要件が満たされている場合に、国外データ提出命令を許可する。

- ・ 起訴されるべき犯罪がなされたこと、及び対象となる犯罪について訴訟が提起されたか又は捜査中であることを信じるに足りる合理的な根拠があること。あるいは、当該命令がテロリズム捜査の目的で請求されていること。
- ・ 指定された電子データの全部又は一部が、訴訟又は捜査にとって相当な価値のある可能性があるか、又は公共の利益に服すると信じるに足りる合理的な根拠があること。
- ・ 法的に免責された事項、又は健康状態の記録等の公開されるべきではない個人情報に係る電子データを要求していないこと。

(3) 命令の内容（第5条・第6条）

国外データ提出命令は、指定された電子データを識別及び判読可能な形式で提出するか、又は当該情報へのアクセスを可能にする義務を持つ主体のほか、提出等の期限について明記しなければならない。提出等の期限は、通常、当該命令が送達された日から7日間であるが、状況に応じて裁判官が変更することができる。

(4) 命令の変更・取消し（第7条）

裁判官は、国外データ提出命令の申請者又は当該命令により影響を受ける者のほか、イングランド、ウェールズ及び北アイルランドに関する場合は国務大臣、スコットランドに関する場合は法務総裁（Lord Advocate）（以下「国務大臣等」）の申請に基づいて、当該命令の変更又は取消しを行うことができる。

(5) 非開示要求（第8条）

裁判官は、例えば、プロバイダが捜査等の対象になり得る顧客に国外データ提出命令の内容等を開示することを禁止するために、「非開示要求」を当該命令に付すことができる。

(6) 命令の送付（第9条）

国外データ提出命令の送付は、国務大臣等により行われなければならない。国務大臣等は、当該命令が対象国との犯罪捜査等に係る国際共助に関する合意に合致したものと判断した場合にのみ、電子データの提出等の義務を負う主体に送付する。当該命令は決定から3か月以内に送付されなければならないが、当該期間内に送付されなかった場合には、無効なものとして扱う。

(7) 報道関係者等に対する通知（第12条）

国外データ提出命令の対象に報道に関係する電子データが含まれている場合、当該命令の申請について、当該データの請求対象となる主体（例えば、通信サービス・プロバイダ）及び当該データを保有する主体（例えば、ジャーナリスト）に対する通知が必要とされる。

参考文献

- ・ *Explanatory Notes, Crime (Overseas Production Orders) Act 2019*. <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/5/pdfs/ukpgaen_20190005_en.pdf>